

「座席管理システム」事件

【事件の概要】

請求項中の「座席表示情報」という用語は、表示そのものの情報である表示イメージ情報を意味し、表示イメージ情報を構成するための表示構成情報を含むものではなく、よって被告システムは特許権の技術的範囲に属しないと判断された事件。

【事件の表示、出典】

H22.12.22 知財高裁平成21（ワ）第25303号、最高裁HP

【参照条文】 特70①②

【キーワード】 技術的範囲、明細書の参酌

1. 事実関係

(1) 事案の概要

原告は、第3995133号特許権（発明の名称：座席管理システム、出願日：平成12年5月8日、登録日平成19年8月10日）を有している。原告は、被告に対し、被告が使用している車内改札システムが原告の特許権を侵害しているとして、その差し止め及び損害賠償の支払いを求めて提訴した。

(2) 本件特許発明の内容

カードリーダー（改札機）で読取られた座席指定券の券情報及び券売機で発券された座席指定券の発券情報を管理センターで管理して、これらの情報を車掌が携帯する端末機に送信して、端末機で表示することで、指定座席の利用状況を車掌が目視できるようにした座席管理システムに関する。

従来は、券情報と発券情報とが別々に管理センターから端末機に伝送されていたが、本件特許発明は、券情報と発券情報とから1つの表示情報となる座席表示情報を伝送する。これにより、管理センターから端末機に伝送される情報の量を半減でき、通信回線の負担と端末機の記憶容量と処理速度を半減できる。

「【請求項1】

カードリーダーで読取られた座席指定券の券情報或いは券売機等で発券された座席指定券の発券情報等を管理する管理センターに備えられるホストコンピュータと、該ホストコンピュータと通信回線で結ばれて、指定座席を設置管理する座席管理地に備えられる端末機とから成る、指定座席を管理する座席管理システムであって、

前記ホストコンピュータが、
前記券情報と前記発券情報とを入力する入力手段と、
該入力手段によって入力された前記券情報と前記発券情報とに基づき、かつ、前記座席管理地に設置される指定座席のレイアウトに基づいて表示する座席表示情報を作成する作成手段と、
該作成手段によって作成された前記座席表示情報を記憶する記憶手段と、
該記憶手段によって記憶された前記座席表示情報を伝送する伝送手段と、
前記端末機が、前記伝送手段によって伝送された前記座席表示情報を入力する入力手段と、
該入力手段によって入力された前記座席表示情報を記憶する記憶手段と、
該記憶手段によって記憶された前記座席表示情報を表示する表示手段と、
を備えて成ることを特徴とする座席管理システム。」

(3) 被告の車内改札システム

被告の車内改札システムでは、『編成パターン情報』(車両及び座席の編成に関する情報)と『座席・乗車券情報』(号車数、号車内座席数、各座席番号に対応する乗車券数、当該乗車券に記載された乗車駅等のデータであって、それ自体としては、座席のレイアウトに基づき各指定席の利用状況を表示するものではない。)とが別々の情報として、センターサーバーから車掌用携帯情報端末に送信されており、座席管理地の座席レイアウトに基づいて座席の利用状況が表示されるものであって、各指定席の利用状況を目視することができる情報は、車掌用携帯情報端末において作成されている。」

2. 争点

被告システムが本件特許発明の技術的範囲に含まれるか(被告システムにおける「座席表示情報」の充足性)

3. 裁判所の判断

裁判所は、本件特許発明における「座席表示情報」の意義について、次のように判断した。

「特許請求の範囲の記載及び前記アの本件明細書の記載からすれば、本件各特許発明における『座席表示情報』は、券情報及び発券情報に基づき、かつ、座席管理地の座席レイアウトに基づいて表示するものとして、管理センターに備えられるホストコンピュータにおいて作成され、ホストコンピュータから座席管理地に備えられる端末機に伝送され、当該端末機が、これを入力して、その表示手段(ディスプレイ等)において表示するものと解される。

そして、端末機の表示手段における座席表示情報の表示は、座席管理地の座席レイアウトに基づいて座席の利用状況を表示するものであって、座席管理者が、各指定座席の利用状況

を目視することができるものであると認められる。他方で、本件明細書には、端末機において、座席表示情報とそれ以外の他の情報とを処理することにより、座席のレイアウトに基づいて座席の利用状況を表示して、各指定座席の利用状況を目視することができるものとするに関する記載はない。

以上のことからすれば、本件各特許発明における「座席表示情報」は、当該情報を端末機に表示すれば、座席管理地の座席レイアウトに基づいて座席の利用状況が表示されるものであって、各指定座席の利用状況を目視することができるものをいうと解される。」

裁判所は、「座席表示情報」について上記のように解釈した上で、被告システムにおいては、「座席表示情報」は、車掌用携帯情報端末において作成されており、センターサーバーで作成された「座席表示情報」を車掌用携帯情報端末に伝送するものではないから、被告システムは本件特許発明の技術的範囲に属しないと判断した。

4. 検討

本件では、本件特許の「該入力手段によって入力された前記券情報と前記発券情報とに基づき、かつ、前記座席管理地に設置される指定座席のレイアウトに基づいて表示する座席表示情報を作成する作成手段と」という構成要件を被告システムが充足するか否かが問題となった。被告システムでは、「編成パターン情報」と「座席・乗車券情報」とは、別々の情報として、センターサーバーから車掌用携帯情報端末に送信されていたのに対し、裁判所は、本件特許の「座標表示情報」は、それ自体で座席の利用状況を表示できるものであるとして、「編成パターン情報」と「座席・乗車券情報」とを処理することではじめて座席の利用状況を表示できる被告システムにおける「座席・乗車券情報」は、本件特許の「座標表示情報」には該当しないと判断した。

本件の明細書を読むと、発明者は、「座標表示情報」として、裁判所が認定したようにそれ自体で座席の利用状況を表示できる情報を意図していたと推察できる。但し、それを断言できる記載は明細書には記載されておらず、本件特許の「座標表示情報」に座席の利用状況を表示するための前記券情報と前記発券情報（被告システムの「座席・乗車券情報」に対応する）のみである場合も「座標表示情報」に該当すると理解できる余地はあったと思われる。

いずれにしても、コンピュータ間で情報が伝達されるシステムの請求項を起草する際には、その情報に対する処理が送信先で行われても送信元で行なわれてもよいものではないか、という検討をすることが重要である。

(弁理士 加藤 真司)